

個別の教育支援計画の作成・活用に関する実践例

留萌管内では、特別支援連携協議会において個別の教育支援計画等の活用による切れ目のない一貫した指導や支援の充実を重点の一つとして設定し、取組を進めています。

本資料では、留萌管内における個別の教育支援計画等の活用事例の一部を掲載しましたので、各機関での取組の参考として御活用ください。

留萌教育局管内特別支援連携協議会

【作成に関する実践例】

①本人、保護者、学校に作成の意義を実感させる取組

- ・個別の教育支援計画が実際に役立ったケースを子どもや保護者などの関係者から取材し、資料化するなど、作成の意義等の理解を促す取組により、保護者が作成の必要性を実感
- ・個別の教育支援計画を子どもの特性の見取りに活用する校内研修を実施し、子どもへの指導や支援を一層工夫する方策を検討することにより、教職員が作成の必要性を実感

②活用の目的に応じて記載する項目を焦点化する取組

- ・例えば、幼児教育施設は出生時の記録、小・中学校は支援の手立てや支援の経過の記録など、発達の段階や子どもの状況によって指導・支援に特に必要な項目が異なることから、保護者と活用の目的を共有して記載する項目や内容を必要最小限にする取組により、学校が効果的・効率的に作成
- ・進学先に、引き継いだ個別の教育支援計画のどの項目が役に立ったのかを取材するなど、重点的に記載する項目を明確にする取組により、学校が引継ぎへの活用を見通して作成

【活用に関する実践例】

③学校全体の情報共有に活用する取組

- ・個別の教育支援計画に合理的配慮の項目を設定して事例検討会で情報共有するなど、日常の指導・支援の統一化を図る取組により、周囲の子どもや他の保護者が合理的配慮を理解
- ・家庭での様子や関係機関等からの配慮事項などを個別の教育支援計画に朱書きして年度内の見直しに活用する取組により、教職員が日常的に活用し、更新した内容を学校全体で共有

④地域全体の連携に活用する取組

- ・保護者、学校、教育委員会、特別支援学校、発達支援センター、地域コーディネーター、保健師、福祉課、大学教授等の関係者が一堂に会し、それぞれの支援計画を情報共有するなど、保護者も含めた事例検討を行う取組により、保護者が支援関係者間の連携についての安心感を得るとともに、各関係機関が共通理解の下、それぞれの専門性を生かした役割を分担し、子どもや保護者を支援



教職員の専門性向上に向け、個別の教育支援計画を活用する校内研修等を工夫したり、子どもに日常的・継続的に関わる保護者の心情に寄り添った支援を工夫したりすることがポイントです。

【参考】平成30年8月27日の学校教育法施行規則の一部改正により、個別の教育支援計画の取扱いが一層明確になりました。その内容の一部を紹介しますので、今後の取組の参考にしてください。

- ・個別の教育支援計画は、保護者の同意の有無に関係なく各学校が作成しなければならない当該児童生徒への長期的な支援に関する計画である。
- ・個別の教育支援計画を学校と関係機関の情報共有等に活用する際には、本人や保護者の同意を得る必要がある。
- ・個別の教育支援計画の保存・管理は学校が行い、指導要録の指導に関する記録と同様、5年間保存する。
- ・保護者との情報共有については、在学中は、個別の教育支援計画の写しを渡したり、卒業（転学）時は、原本を渡したりする（学校は写しを保存）など、切れ目のない一貫した指導・支援に活用されるようにすることが重要である。